

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)大和風力発電事業環境影響  
評価方法書」に対する通知について

令和2年3月18日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和元年10月17日付けで届出のあった「(仮称)大和風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和元年4月13日から令和2年5月13日まで

2. 期間を延長する理由

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から環境審査顧問会を書面審議で急遽開催することで通常より時間を要し、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める期間内に勧告を行うことが困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和元年10月17日
住民意見の概要等受理	令和元年12月17日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和2年5月13日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話：03-3501-1742 (直通)